



回覧

いつまでも このまちとともに 民生委員・児童委員



民生委員制度は100年、児童委員制度は70年の
歴史と伝統を有しています

相談内容の
秘密は守ります

地域福祉を
サポートする
身近な相談相手です



！注意！

令和7年12月1日に、民生委員の一斉改選を行うことに伴い、担当の民生委員・児童委員が変わる場合がございます。

担当の民生委員・児童委員をお知りになりたい場合は、下記までお問合せください。



こんなことで、
相談したいことはありませんか？

- 高齢者に関すること
 - ・ひとり暮らしで不安なことについて
 - ・介護について
- 障がい児・者に関すること
 - ・外出時の支援について
 - ・障がい者手帳の交付について
- 子どもに関すること
 - ・妊娠、子育てについて
 - ・いじめについて
 - ・虐待について
- その他福祉に関すること
 - ・健康、医療について
 - ・福祉サービスについて
 - ・生活保護の受給について

安心して相談をしていただくため、「宇都宮市民生委員児童委員証」を携帯していますので、訪問を受けた際は、提示を求めています。



Utsunomiya
Miyary since 2006

【お問い合わせ先】

宇都宮市 保健福祉部 保健福祉総務課 企画グループ TEL：632-2930

民生委員・児童委員は 地域における相談・支援のボランティアです

民生委員・児童委員について、身近に感じていただくために、よくある質問をまとめました。



Q 1

どんな人が、民生委員・児童委員になっているの？

⇒ 地域にお住まいで、地域の実情を良く知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意があるなどの要件を満たす人です。



Q 2

民生委員・児童委員の身分や任期などはどうなっているの？

⇒ 身分は、厚生労働大臣より委嘱を受けた、特別職の地方公務員（非常勤）です。
任期は3年で、3年に1度一斉改選を行っています。民生委員は児童委員を兼ねています。

（次回一斉改選：令和7年12月1日）

Q 3

民生委員・児童委員はどんな活動をしているの？

⇒ 民生委員・児童委員は、地域にお住まいのみなさんと同じ立場で相談にのり、必要な福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たします。

また、地域住民の一員として、高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っています。



制度のあゆみ

- 1917 年「済世顧問制度」岡山県で発足
- 1918 年「方面委員制度」大阪府で発足
- 1928 年「方面委員制度」全国に普及
- 1946 年「民生委員令」公布
※名称が民生委員となる。
- 1947 年「児童福祉法」公布
※民生委員は児童委員を兼ねる。
- 1994 年「主任児童委員制度」創設
- 2017 年「民生委員制度」創設100周年
「児童委員制度」創設70周年



Q 4

実際に民生委員・児童委員へ相談したい、もっと知りたいときは？

⇒ 宇都宮市では、民生委員・児童委員が、約 800 人活動しています。お住まいの地域の民生委員・児童委員についてお知りになりたい場合は、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

宇都宮市 保健福祉部
保健福祉総務課
企画グループ
TEL：632-2930